

デカボえひめプロジェクト推進事業委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度デカボえひめプロジェクト推進事業委託業務

2 目的

愛媛県地球温暖化対策実行計画の長期目標に掲げる「2050年脱炭素社会の実現」には、県民一人ひとりの取組みが重要である中、脱炭素化に向けた県民総ぐるみのアクションを引き出すため、「楽しさ・貢献実感」をトリガーとし、県民の意識や行動を大きく変容させることを目的に、令和6年度から「デカボえひめプロジェクト」をスタートしており、2年目となる令和7年度は、令和6年度の取組みを拡大させるとともに、脱炭素アクションの習慣化を図る仕掛けを展開する。

3 委託事業費

44,055,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月24日（火）までとする。

5 業務内容

本事業の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案の内容を基に愛媛県と協議の上、決定するものとし、6の「事業計画書」において定めるものとする。また、本事業は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

(1) 脱炭素に関するデジタルコンテンツの活用

県民の脱炭素アクションを促すためのデジタルコンテンツ（ウェブページやアプリケーションを想定）を活用すること。

ア デジタルコンテンツ活用業務

- ① デジタルコンテンツは、新たに開発するツール、又は、既存のツールを活用することとし、いずれの場合も「10 その他留意事項」を遵守すること。
- ② レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとする。
- ③ 高齢者や障がい者含めたすべての利用者が支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- ④ 情報の改ざんなど外部からの攻撃や、情報の流出などのセキュリティリスクに対応した安全なシステムを構築すること。
- ⑤ 県が管理する他の Web サイトや SNS にリンクを掲載するためのバナー画像を複数種類制作すること。バナーデザインやサイズ等については、愛媛県と協議の上、決定すること。
- ⑥ ページ閲覧者の分析ができるよう Google アナリティクス等を設定すること。
- ⑦ 本デジタルコンテンツは、「5. (2). エ 脱炭素アクションの習慣化」につながるような提案内容とすること。

イ 留意事項

- ①デジタルコンテンツは、必要に応じて、愛媛県と協議を行った上で、委託料の範囲において改良すること。また、契約期間満了後、全部もしくは一部の解除等により本業務が終了となる場合は、受託者は愛媛県の指示のもと、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる本業務の設計書や HTML ファイル等の一切を円滑に提供し、新たに管理・運営を実施する委託者等が継続して本業務を遂行できるような必要な措置を講じること。
- ②本事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。

(2) 脱炭素アクション体験型コンテンツ企画運営

ア 既存イベント連携

愛媛県内で開催されている集客力が大きい県内スポーツ団体等と連携し、来場者に対して、脱炭素アクションを広く周知するとともに、アクションを体験できるような趣向を凝らした企画とすること。また、愛媛県内に事業所を有する企業の環境配慮型商品（CO2 排出量の削減価値を可視化したもの等）を PR するなど、脱炭素に関する意識や具体的な行動変容を促すようなイベントを企画・運営すること。

(ア) 事業概要

a 実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 24 日（火）まで

b 実施場所

愛媛県内のスポーツ団体の試合会場等で実施

なお、これにより難しい場合は、愛媛県と協議の上、決定する。

(イ) 委託業務の内容

a 実施業務

①企画・運営

②参画する既存イベントの主催者との調整

③実施体制の構築（イベントスタッフ、人員手配含む）

④運営スケジュールの管理

⑤運営マニュアルの作成、スタッフ説明会の開催

⑥出演者との交渉・連絡調整及び出演に要する経費の支払

⑦会場との連絡調整、会場・機材等使用料の支払

⑧会場の設営、安全管理

⑨イベントのリスク軽減対策（損害賠償責任保険への加入等）

⑩事故等緊急時の対応

⑪その他、県が必要と認める業務

b 留意事項

連携するイベントに応じて、臨機応変に対応し、イベントごとに最大限効果が得られるよう企画・運営をすること。

事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。

c 環境配慮型商品の PR

環境配慮型商品の選定や、企業との調整等、イベント実施にかかる調整の一切は受託者が行うこと。

イ 教育連携

小中高生への環境啓発事業の一環として、次世代を担う子どもたちに対して、脱炭素アクションの普及啓発のための出前講座等を実施する。なお、実施手法は、出前講座に限らず脱炭素アクションを促進する内容であれば構わない。

(ア) 事業概要

a 実施期間

契約締結の日から令和8年3月24日（火）まで

b 対象学年

愛媛県内の小学校全学年、中学校全学年、高校全学年

c 実施場所

県内の小学校3校以上

中学校3校以上

高校 3校以上

なお、これにより難しい場合は、愛媛県と協議の上、決定する

d 開催回数

各学校1回（開催校数が15校以上となること）

e 事業内容

身近な生活を実例に、自分たちにできる脱炭素アクションを学び・実践することを目的とした内容とすること。

(イ) 委託業務の内容

a 実施方法

①児童・生徒が興味を持って体験でき、各家庭で出前講座の内容が話題になるような企画とすること。

②開催にあたり、講師や関係者との調整の一切は受託者が行うこと。

b 開催校の募集、交渉、選定

①開催する小・中・高校の選定にかかる募集、交渉（国立・私立学校、県・市町教育委員会等への調整）、開催校の確保等の一切は受託者が行うこと。

②開催校の選定にあたっては、一部地域に偏らず、県内全域の小・中・高校を対象に広く選定を行うこととし、事前に愛媛県及び県・市町教育委員会等と十分協議を実施した上で選定すること。

c 各実施校との調整

開催にかかる小・中・高校との開催日程・場所等の決定にかかる調整の一切は受託者が行うこと。

d 事業実施にかかる機材調達、設営・撤去

①実施にかかる機材の調達、設営・撤去の一切は受託者が行うこと。

②必要な機材等の準備・設営は受託者が行うこと。

e 事業実施後のアンケート

効果を把握するため、受託者が開催校と調整し、事業実施後に、児童・生徒の脱炭素に係る意識・行動変容に関するアンケート調査を実施するとともに、調査結果を愛媛県に報告すること。

f 留意事項

- ①「5. (2). イ. (イ) 委託業務の内容」の業務実施に付帯する業務については受託者が行うとともに、本事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。
- ②出前講座ではない脱炭素アクションを促進する企画を提案する場合、その有効性や効果等を示すこと。

ウ 脱炭素アクションの習慣化

日頃から、多くの県民が脱炭素行動を実践しているものの、その行動が脱炭素に寄与しているとの認識が不足していることから、県民に対して、脱炭素アクションの啓蒙を図るとともに、脱炭素アクションの習慣化につながる企画内容とすること。

(ア) 事業概要

a 実施期間

契約締結の日から令和8年3月24日（火）まで

b 実施場所

愛媛県全域

(イ) 委託業務の内容

a 実施業務

①脱炭素アクションの啓蒙

- ・身近な行動が脱炭素に寄与しているとの認知を高めること
- ・脱炭素行動の貢献実感を高め、更なる脱炭素行動を促すこと
- ・脱炭素行動非実践層（無関心層を含む。）の意識・行動変容を促すこと

②脱炭素アクションの習慣化

- ・「5. (1). ア 脱炭素に関するデジタルコンテンツの活用」を踏まえ、県民の脱炭素行動の習慣化につなげること
- ・習慣化に取り組むための企画内容は複数提案し、より多くの県民が取り組める内容とすること

b 留意事項

- ①本事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。
- ②脱炭素アクションの啓蒙や、習慣化の手法については、上述の内容にこだわらず、別の内容を提案してもかまないが、その提案の有効性や効果等を示すこと。
- ③脱炭素アクションの習慣化については、習慣化に取り組む県民を定量的に把握するとともに、その数値の算出根拠を明確にすること。また、受託者は、その数値の目標を掲げ、都度、愛媛県に報告すること。

エ 脱炭素イベントの創出

県民の脱炭素に関する行動変容を促し、習慣化を図るため著名人等を招聘する脱炭素イベントを開催する。

(ア) 事業概要

a 実施期間

デカボえひめイベント（仮称）：令和7年9月以降

- b 実施場所
多くの来場者が見込まれる会場（屋内外問わない）
- (イ) 委託業務の内容

- a 実施業務

- デカボえひめイベント（仮称）の実施

- 県民の脱炭素アクションを促すデジタルコンテンツを活用するとともに、愛媛県内に事業所を有する企業の環境配慮型商品（CO2 排出量の削減価値を可視化したもの等）のPRを展開すること。また、令和6年度愛媛県が実施したアンケート結果によると、30代・40代の行動実践度が低いことから、当該年齢層を主たるターゲットとすること。

- ①企画・運営

- ②実施体制の構築（司会、イベントスタッフ、人員手配含む）

- ③進行、運営スケジュールの管理

- ④運営マニュアルの作成、スタッフ説明会の開催

- ⑤出演者との交渉・連絡調整及び出演に要する経費の支払

- ⑥会場との連絡調整、会場・機材等使用料の支払

- ⑦交通規制の広報・周知（規制看板等の運搬・設置・確認・撤去含む）

- ⑧会場の設営、安全管理

- ⑨イベントのリスク軽減対策（損害賠償責任保険への加入等）

- ⑩事故等緊急時の対応

- ⑪その他、県が必要と認める業務

- b 留意事項

- 本事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。

- 本イベントの効果を一過性のものとせず、脱炭素アクションの習慣化につながるような趣向を凝らした企画内容とすること。

(3) 県民への広報・プロモーション活動

デカボえひめプロジェクトの各業務の認知度向上を図り、脱炭素に係る県民の行動変容につなげるため、マスメディアを最大限活用した積極的なPRを実施するとともに、デジタルマーケティングの手法を活用して効果的な情報発信を行うことにより、幅広い層へのアプローチを実施し、特に環境意識の高いZ世代（若者世代）や、子育て世代（30代・40代）をターゲットにしたプロモーションを展開すること。

ア 事業概要

(ア) 実施期間

- 契約締結の日から令和8年3月24日（火）までとし、令和7年度のプロジェクト開始期間から年間を通じて、継続的なプロモーションを展開すること。

(イ) 委託業務の内容

- a マスメディア活用型プロモーション

- ①メディアへの提供資料の作成

- イベントを周知するリリースなど、メディアに配布する資料を作成すること。

②メディアに対する働きかけ

県内のメディアをリスト化し、各種媒体で取り上げてもらう働きかけ（営業活動）を行い、多様な情報発信に努めること。

b インターネット活用型プロモーション

情報発信力のあるアカウントを選定し、脱炭素への関心を誘引することで、行動変容につながるような内容を発信すること。

また、ウェブやSNS上から、脱炭素への関心の度合いを分析するとともに、その分析結果から、効果的なプロモーションを展開すること。

c 留意事項

上述の内容にこだわらず、独自の広告配信サービスや他のプロモーション方法がある場合は、その有効性や効果等を示した上で提案すること。

本事業の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。

7 効果測定

愛媛県において、温室効果ガス排出の削減に取り組む県民の割合の調査等、本事業の効果測定のためのアンケートを実施（令和8年2月を想定）することとしているので、受託者はアンケートの調査結果を分析するとともに、次年度以降の事業を効果的に実施するための提案を行うこと。なお、アンケートの設問は、15問程度で設定予定。

また、併せて、本事業で得られた様々なアンケート結果については、速やかに分析を行い、愛媛県へ報告すること。

8 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく提案した企画提案書をもとに、別途契約書に定める本事業の具体的な内容及びスケジュール等を示した「業務計画書」を作成の上、愛媛県に提出すること。

また、計画変更しようとする場合は、速やかに申し出るとともに、愛媛県の承諾を得ること。なお、業務の実施にあたっては、愛媛県と十分協議した上で行うこと。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。なお、「実績報告書」には、各業務の記録写真(jpeg、PDF形式に限る。)又は録画映像を添付すること。

(3) 愛媛県は、必要に応じて、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

9 業務実施体制

(1) 受託者は、本事業を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本事業の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、愛媛県へ報告すること。

なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ愛媛県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。

(2) 愛媛県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。

(3) 愛媛県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

10 その他留意事項

(1) 業務の再委託

- ①本事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、あらかじめ愛媛県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を書面により報告し、承諾を得なければならない(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理など簡易な業務を再委託する場合を除く。)。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分や受託者が本契約にかかる事務又は委託業務の全部を一括して委託することはできない。
- ②受託者は、業務を再委託及び再々委託等(以下、「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等をした第三者との契約関係及び再委託する内容を明確にしておくとともに、当該第三者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- ③受託者は、業務を第三者に再委託等した場合は、当該第三者に対して、本仕様書及び契約書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせ、「10 留意事項」を遵守させるとともに、愛媛県に対して当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(2) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権」という。)に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。愛媛県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(3) 著作権等

- ①本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利については、愛媛県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- ②受託者は、愛媛県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- ③愛媛県は、成果物を使用するにあたって、受託者を表示することを要しないものとする。
- ④受託者は、本事業の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を愛媛県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- ⑤前項において愛媛県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に愛媛県の承諾を得るものとする。
- ⑥受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(4) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記2「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本事業に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(6) 書類の保存

受託者は、委託費の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して業務の支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに業務の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(7) 損害賠償

受託者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により愛媛県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(8) 委託費の返還等

①本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた場合は、委託費の全部又は一部を返還させる。

②受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと愛媛県が認めるときは、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(9) その他

①本事業を実施する上では、必ずしも「デカボ」というワードを用いずとも、県民の脱炭素アクションを促すことを目的とした親しみやすい言葉（※）であれば構わない。

※例えば、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

②愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

③本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と愛媛県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、愛媛県の指示によるものとする。